

女性活躍推進法に基づく行動計画

医療法人社団 松下会

職員が能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りやすい雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。

1.行動計画 令和3年4月1日～6年3月31日

2.目標と取り組み内容・実施時期

目標1：女性職員に対する、就業に関する相談窓口の設置

[取り組み内容]

令和3年4月～ 相談窓口の設置について検討する。

令和3年9月～ 相談内容に対応すべく情報を収集する。

令和4年4月～ 相談窓口の設置について従業員に周知する。

令和5年4月～ 相談窓口運営方法の見直し検討

目標2：産前産後休業、また復帰間際の社員に対しての制度説明や面談の実施

[取り組み内容]

令和3年4月～ 産休育休取得予定者、また復帰直前の職員への面談を随時実施し、制度に関する周知を行う。